

◎新潟県告示第1203号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市浦川原区熊沢字峯 1972、1973、1974 の1、1974 の2、1975、1984 の1、1984 の2、1985 の1から1985 の3まで、1986から1991まで、1993から1999まで、2000 の2、2000 の3、2002 の2、2006、2007 の1、2007 の2、2008 の1、2008 の2、2009から2011まで、2012 の1、2012 の2、2013 の1から2013 の3まで、2015 の1から2015 の3まで、2017、2018、2021 の1から2021 の5まで、2022、2023 の1、2023 の2、2024から2030まで、2033、宇観音堂 2031 の1、2031 の2、2032、2034、2036、2044、2045 の1から2045 の3まで、2047 の2、2047 の3、2059、2060、2062、2063 の1、2063 の2、字亀ノ倉 2064

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）